



議案第三十五号

高橋地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の  
賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり高橋地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の賦課基準  
並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に關す  
る条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を  
求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一、事業の名称及び工事名

かんがい排水事業（豊村地域農業構造改善事業）高橋地区  
用排水路改良工事

二、施行場所

三朝町大字高橋及び吉田地内

三、経費の賦課基準

事業費の三〇パーセントを、受益者に面積割で賦課するものとする。

四、徴収の時期

工事に着手した日の翌日から昭和五十七年三月三十一日までの間

五、徴収の方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。